

究極の合法的節税法 「終身旅行者PT」とは!?

(株)経営サポートステーション代表取締役 税理士・行政書士 井上一生

老後の準備はできているだろうか？ただし老後生活資金の節約戦略と節税の話である。私事で恐縮だが、実は、この8月に中国の天津に法人を設立し事務所を開設した。現地の日系企業のサポートと、日本の事務処理を中国で処理する事業を興すためである。

実は、もう一つの隠れた希望がある。海外で事業を興し、自分の居住地を日本から動かせないかという希望だ。人生の後半を、海外と日本の間でもう少しマイペースに生きられないかという夢である。今回は予定を変更して、海外生活に関する節税法についてお話ししたい。

夢ではない海外生活

私がぼやくのも変な話だが、税理士は所得税については源泉徴収で麻痺させられているので、税金を納めている感覚がない。が、後でくる住民税と消費税の通知に家人が「貴方！こんなに稼いでるの！」とゾッとすることになる。現状の国の大借金問題や年金問題から見れば、消費税率は5%から限りなく二桁に向かうだろうし、年金も財源が枯渇し支給実績は落ちていくだろう。高額な医療負担等々。あまり幸せな将来像を日本で描けそうもない。

一方で、通信費がますます無料に近くなり、インターネットで十分仕事ができる状況になった。書類など高速スキャナーでサーバーに保存すれば、ファクスで送る必要もない。テレビ会議も実用レベルまできている。飛行機運賃もディスカウントチ

ケットや海外での購入など入手手段の多様化で国内移動と変わらなくなる。多少の知恵と勇気と人脈があれば、国外の事業や生活もまったく夢ではない。

興味深い事例をいえば、知人の天津のお医者さんは、おじいさんが多少ばけている。自宅で一日中付き添って見てくれる住み込みのおばさんの人件費が月500元。つまり月7000円。おじいさんの自宅である。

フィリピン人の奥さんを迎えた事業家の友人は700万円でプール付きの家をセブで買った。月に一度帰るのだが、いかない時期にも留守居のお手伝いさんを雇っている。これらの世界は、成田空港からたった4時間向こうの、手の届く世界なのである。なぜ、私たちがその世界を手にしえないのか？

知らされていない民族

グローバリゼーションの波が日本にも押し寄せ、ライフスタイルも徐々に変わってきている。インターネットの発達や、各種規制緩和の影響で国家間の垣根が低くなり、人、物、金、情報が世界を自由に動いている。

このような環境下で、島国に住む我われ日本人の生活にも国外の世界が入り込んできている。私のお客様にロングステイ財団という団体があり、定年後に夫婦そろって海外で長期滞在する人達を支援している。海外の銀行や証券会社で自分の資金を運用している学生や主婦も増えている。生命保険もドル建てやユーロ建

てなら日本の半額で契約できる。そして、海外のインターネットサイトで物を購入することは特別なことではなくなっている。

先日、浜松大学の竹村之宏教授のお話を直接うかがったのだが、ヨーロッパの有識者は日本人を称して「知らされていない民族」といっているそうだ。

終身旅行者になると税金が激減することや、海外の生保が日本の半額程度で入れることを、知らされていないのだ。レベルの差こそあれ、北朝鮮とまったくおなじシチュエーションなのである。

終身旅行者とは、このように複雑化している世界を相手に、日本一カ国のみで自分のライフスタイルを委ねるのではなく、複数の国々をうまく使い分けて、したたかに生きていくという究極のライフスタイルである。これを欧米ではPT(Permanent Traveler)と呼んでいる。

PTとはどのような手法なのか。ある国の居住者になれば、当然、その居住国において納税の義務が発生する。そこで、定期的に居住する国を替えて、税務上、どこの国の「居住者」にも属さない「終身旅行者」になるということだ。

もう少し具体的にいうと、ある国に滞在して、滞在日数が税法上その国の「居住者」となり高額な納税義務が生じそうになったら別の国に移り住み、またそこで滞在日数がその国の税法上「居住者」になりそうになったなら、またまた別の国に移動をするというもの。

PTの基本原則

さらに終身旅行者には単純な節税目的のみならず、複数の国を使い分けることで、テロや戦乱等のライフスタイルのリスクを分散させるという意味合いが非常に強い。

その分散について、PTの基本原則「5つのフラッグ理論」という概念が生まれた。

- 第1のフラッグ：国籍を持つ国
- 第2のフラッグ：事業を営む国
- 第3のフラッグ：居住を持つ国
- 第4のフラッグ：資産運用する国
- 第5のフラッグ：余暇を過ごす国

つまり用途に応じてこれらの国々を使い分けるとい理論だ。この理論に私は魂のよりどころとする「民族と国籍は別のものだ」という屁理屈も付加したい。

代表的な日本人PTは、大橋巨泉氏、美川憲一氏、アグネス・チャン氏（現在は分かりません）らだと噂されている。彼らは、居住者にならない程度の出稼ぎに、日本に時折来日（帰国ではない）する。

話がずれるが、昔、国税庁の渡辺淑夫さん（有名な税法学者。大学教授）の下で税務通達を作っていた元キャリアにお話を聞いたことがある。庁内に「陳美齡対策班」があったそうだ。レコードが大ヒットしたのだが、日本の居住者になる前に香港に一時帰国する歌手がいた。何とか彼女に日本で税金を払わせようとの対策を考える班だった。陳美齡とは、まさにアグネス・チャンその人だ。

要は、四季に合わせてその季節に最高の世界の地域4カ所を巡回して生きる究極の生き方。必要なとき来日（くどいが帰国ではない）すればよい。永久旅行者といっても流浪の民になれといっているのではない。真似できそうもない荒唐無稽な話

のように思えるが、子供の成長にめどが立ち、仕事の海外展開準備が終わった後半の人生なら、できるかもしれない。いずれにせよ、海外を活用しない手は、今日ない。

なお、海外を使って税金のルール逃れをしようとする考えはやめた方が賢明だ。国税は、海外を活用した

税金対策手法を知った人物、法人を10倍目を懲らして監視していることを肝に銘ずるべきだ。節税はゲーム。ルールの中で最大限の工夫をする。人生の晩節を汚す愚か者にはならない。勝者の原理原則である。

参考引用文献：
「マンガ 終身旅行者PT」木村昭二原作
バンローリング株 刊

図)究極の合法的節税法「終身旅行者」

1.非居住者になるメリット

所得税	日本国内源泉所得		日本国外源泉所得	
	日本の居住者	課税	日本の非居住者	課税
相続贈与税	日本国内財産		日本国外財産	
	日本の居住者	課税	日本の非居住者	課税
				非課税

あげる人、もらう人がともに5年を超えて日本の非居住者である場合。

2.非居住者の条件

- 国内に住所を持たないこと
- 日本に1年以上住まないこと
例えば、1年未満の滞在だけなら非居住者扱い
- 日本に扶養家族が住んでいないこと

3.日本国の非居住者に対する課税

所得の種類	課税方法	源泉徴収率	日本で確定申告
事業の所得	非課税		不要
資産の所得	総合課税		要
その他国内源泉所得	総合課税		要
土地等の譲渡対価	源泉徴収+総合課税	10%	要
人的役務の提供事業の対価	源泉徴収+総合課税	20%	要
不動産の賃貸料等	源泉徴収+総合課税	20%	要
利子等	源泉分離課税	15%	不要
配当等	源泉分離課税	7-20%	不要
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等	源泉分離課税	20%	不要
匿名組合契約等に基づく利益の分配	源泉分離課税	20%	不要

日本国内に支店や事務所、建設作業所などの恒久的施設を有しない場合。

4.解説

例えば、日本国内の不動産の賃貸収入による所得が月60万円年間720万円、海外からの事業収入としての報酬が800万円ある場合は下記ようになります。

	不動産所得 (日本国内)	報酬 (日本国外)	日本で課税対象となる所得	日本で課税される所得税
居住者	720万	800万	1,520万	320万
非居住者	720万	800万	720万	103万
			差 額	217万

上記の設例は、所得控除は基礎控除のみ、外国税額控除は考慮していません。
(参考)非居住者の所得控除は、雑損控除・寄付金控除・基礎控除のみとなります)